

県内就職者・町内在住者向けに奨学金の返還を助成します！

県では若者の県内定着促進・県内産業の次代を担う人材確保のため、平成29年度に県内企業等に就職する新卒者等を対象に、3年間、奨学金の返還を助成します。

また、町では県奨学金返還助成の一般分の対象となる方で八峰町在住の方に、上乘せで助成します。これの対象とならない方で八峰町奨学金を現に返還中、今後返還される予定の八峰町在住の方も助成を受けられます。

助成を希望の方は、募集要項で助成要件をご確認の上、期限内に「助成対象者の認定申請」を行ってください。

①秋田県奨学金返還助成

- 申請受付期間 平成29年4月～平成30年3月末日
- 助成率 年返還額の2/3（一般分）、年返還額の10/10（未来創造分）
- 助成金上限額 年額13万3千円（一般分）、年額20万円（未来創造分）
- 対象者 右図のとおり
- 募集要項の入手先 県人口問題対策課、各地域振興局、市町村窓口
- 募集要項の電子ファイル入手先 秋田県就活情報サイトKocchAke(こっちゃけ)!
- 問い合わせ・申請書類の提出先 秋田県人口問題対策課 ☎018-860-3751

(平成29年度の新卒県内就職者の例)

助成の要件	要件の詳細
1 対象となる奨学金の貸与を受けていること	(1) 日本学生支援機構の奨学金【第1種、第2種】 (2) 秋田県育英会の奨学金【大学月額、高等学校等、多子世帯向け】 (3) 県内市町村奨学金 等
2 秋田県内に、定住の意思を持って居住していること	平成29年4月1日以降に、県内居住していること
3 秋田県内で就労していること	平成29年4月1日以降、次のア)～ウ)のいずれかに該当すること ア) 県内に本社がある企業等に雇用されていること イ) 県外に本社がある企業等に、主な勤務地を県内に定め雇用されていること ウ) 県内で新たに起業し、または農林漁業等に従事していること

※既卒者の場合、他の要件があります。

②八峰町奨学金返還助成

- 申請受付期間 平成29年4月～平成30年3月末日
- 助成率 年返還額の1/3、1/5（①の対象者以外で町奨学金を返還する方）
- 助成金上限額 年額6万6千円、4万円（①の対象者以外で町奨学金を返還する方）
- 対象者 町内在住者
- 募集要項の電子ファイル入手先 八峰町ホームページから入手できます。
- 問い合わせ・申請書類の提出先 八峰町教育委員会 学校教育課 ☎77-2816

確認じゃ！給付金。

臨時福祉給付金 (経済対策分)

1人につき1万5千円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者の方

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う、所得の少ない方への影響を緩和します。



- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成28年)1月1日時点でお住まいの市町村です。※申請書送付済み
- 申請受付期間：3月6日～6月30日

■問合せ先 八峰町福祉保健課 福祉係 ☎76-4608
厚生労働省給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192
(土日祝日も開設。ただし12月18日以降は平日のみ 9時～18時)

八峰町に転入された方、転入を予定されている方に、下記の助成金を用意しています！

〈用語の定義〉

Uターン者…町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住民登録した人
(但し、在学期間は含まない)

Iターン者…町外出身者であって、新たに八峰町に住民登録した人

〈交付対象者〉 八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者

〈申請期間〉 申請期間は住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内《厳守》

〔平成29年3月1日を基準日とした場合、平成27年2月28日以前に転入した人は住民登録から2年が経過しているため申請することができません〕

〈返還規定〉 奨励金等の交付を受けた日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額または一部返還していただきます。

定住奨励金

1. 交付額 ①単身で転入した場合は 150,000円 ②家族で転入した場合は 300,000円
2. 交付申請 交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

〈必要な添付書類〉

住民票謄本、戸籍の附票謄本(転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの)等

定住用住宅取得等助成金

1. 対象物件 住民登録日の前後1年以内に購入・借用した物件
(以前の規定：「但し、住民登録後に購入・借用した物件に限ります。」)
2. 対象費用 定住用住宅として購入・借用した住宅の改修等に係る費用
 - ・「八峰町住宅リフォーム支援事業」との併用はできません。
 - ・10㎡以上の新築・増築を行う場合は「確認申請」が必要になります。
 - ・家電(テレビ、洗濯機等)の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を伴う電気温水器、エアコン等については補助対象とします。
3. 助成額 対象費用の1/2に相当する額、又は50万円のいずれか低い方の額(千円未満切捨)を助成します。
(以前の規定：「但し、改修等に要した費用の額(千円未満切捨)に応じて、50万円を上限として助成します。」)
4. 交付申請 交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。
 - 〈必要な添付書類〉
 - 定住奨励金の「交付決定通知書」(定住奨励金の申請と同時に発行の場合は不要)、工事内容を確認できる書類(工事請負契約書、見積書)、施工箇所の写真等

※補助金の交付を受けることができない場合もありますので、詳細は下記へお問合せください。

■問合せ先 八峰町企画財政課 ☎76-4603

ご法事・お祝い・会合に

彩り豊かな 鮭折詰

お寿司・お刺身 オードブル承ります

八峰町地区3,240円以上で配達致します。

お寿司の宅配と お持ち帰り

すしたいむ 鮭待夢 SUSHI.TIME

能代店 能代市南陽崎31-20 TEL.0185-55-3277

鮭待夢から 始まります

新しい葬儀のお花 おくかぎ

送り飾り

(鮭待夢商品引換券付)

山田花太郎

お寿司の宅配と お持ち帰り

すしたいむ 鮭待夢 SUSHI.TIME 能代市南陽崎31-20 TEL.0185-55-3277